

最高裁判所 御中

「君が代」斉唱で立たなかったことを理由とする

## 再雇用採用拒否事件・解雇事件の公正な判決を求める要請

2003年以來、東京都教育委員会は校長から教職員一人ひとりに職務命令書を出させ、卒業式・入学式等での「君が代」起立・斉唱を強制しています。その結果、人生経験や職業生活をもとに抱いてきた思想や、生徒を思う教育者としての良心により、これに従わなかった教職員が430人も処分されています。また60人をこえる教職員が定年後の再雇用職の採用や継続雇用を拒否されています。

これは他の道府県に例を見ない過酷な処分であり、「国旗国歌法」審議のときの「国旗国歌を強制するものではない」という政府見解に反するものでもあります。

ところが2010年1・2月、東京高裁は、起立しなかったことだけを理由として再雇用職の採用や継続雇用を拒否された2つの裁判で、都側の主張をそのまま認める不当な判決を下しました。

この裁判は、憲法で保障された思想良心や教育の自由を問う、たいへん重大な裁判です。

「憲法の番人」たる最高裁は高裁判決を取り消し、生徒がのびのびと学習できる自由な雰囲気为学校に回復するよう、公正かつ慎重な審理をおこなってください。そのため、以下の点を要請いたします。

1. 公正かつ慎重な審理のため、大法廷で口頭弁論を行うこと。
2. 日本国憲法・教育基本法・国際人権規約にもとづき、「日の丸・君が代」の強制を違憲・違法と判断すること。
3. 「君が代」斉唱時に起立しなかったことだけを理由とする、再雇用職員の解雇と採用拒否ならびに懲戒処分が違法であると認めること。

| 年 月 |     |
|-----|-----|
| 氏 名 | 住 所 |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |

取りまとめ団体 「日の丸・君が代」不当解雇撤回を求める被解雇者の会

「日の丸・君が代」強制反対・囑託採用拒否撤回裁判原告団

連絡先・署名送付先：